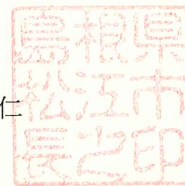


松江市告示第472号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和6年10月21日

松江市長 上 定 昭 仁



記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間
特定非営利活動法人	まごころサービス松江センター	松江市古志原一丁目14番1号	特定非営利活動法人まごころサービス松江センター	法人運営事業	法人運営事業寄付金	令和6年10月21日から令和11年9月30日